

尼崎経営者協会会則

尼崎経営者協会 「 会 則 」

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び事務所)

この会は、尼崎経営者協会と称し、事務所を尼崎市におく。

第 2 条 (目的)

この会は、労使関係の健全な発達を図ることにより事業経営の安定伸長を推進して、産業平和の確立と経済の興隆に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 労働関係の諸問題に関する調査研究とその対策立案
2. 経営者及び経営諸団体に対する連絡、啓発並びに協力
3. 労働法規の研究とその知識の普及
4. 労働諸情勢に関する資料の収集配布、情報の交換、講演会・研修会・懇談会等の開催
5. 中小企業の振興等、社会、経済問題に関する研究と対策立案
6. 前各号のほか、この会の目的達成に必要な事項

第 2 章 会 員 及 び 会 費

第 4 条 (会員の資格)

この会の会員の資格は、尼崎市及びその周辺地域において事業を営む企業、団体及び個人とし、本会の趣旨に賛同し且つ理事会の承認を受けたものとする。

第 5 条 (加入手続き)

この会に加入しようとするものは、所定の会費を添えて会長宛（事務局内）に申し込むものとする。

第 6 条 (議決権)

会員は、各企業、各団体及び個人につき 1 票の議決権を有する。

第 7 条 (会費)

会員は別表所定の会費を納入しなければならない。会費の額は理事会の議決を経て、会員総会において決定する。なお、既納の会費は返還しない。

第8条 (資格の喪失)

会員は下記の事由によって会員の資格を失うものとする。

1. 会費を滞納した時
2. 協会の名誉を傷つけ又はこの会の目的に反する行為があった時
3. 企業或いは団体が解散した時、又は個人が禁治産若しくは準禁治産の宣告をうけた時
4. 企業或いは団体が破産した時、又は個人が死亡した時
5. この会が解散した時

第9条 (退会)

会員がこの会を退会しようとする時は、その理由を明らかにして、会長に申し出なければならない。

第3章 役員

第10条 (役員の種類)

この会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、
専務理事 1名、常務理事 若干名、総務理事 若干名、財務理事 若干名、
理事 若干名、前項の役員のほか、必要に応じて顧問並びに参加をおくことができる。

第11条 (役員の選任)

理事は会員総会において、会員の中から選任する。

会長及び副会長は理事の互選によってこれを定める。

専務理事は理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

常務理事、総務理事及び財務理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。

第12条 (顧問、参与)

顧問は会長職にあった者の中から、参与は尼崎経営者協会の功労者又は学識経験者等の中から、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

顧問、参与は会長の諮問に応じ、会務の運営について意見を述べるとともに、理事会及びその他重要会議に出席することができる。

第13条 (役員の職務)

役員の職務はそれぞれ次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表して会務を統理し、各会議を招集してその議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
3. 専務理事は一般会務を処理し、事務局の運営を担当する。
4. 常務理事は、一般会務につき、会長の諮問に応じる。
5. 総務理事は、総務に関する事項を処理する。
6. 財務理事は、財務を処理し、会計を監査する。
7. 理事は理事会を構成し、会務の重要事項を審議決定する。
8. 顧問及び参与はこの会の重要事項に関し、随時、会長の諮問に応じる。
9. 会長・副会長は会員の選考を行う。

第 14 条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

役員は辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第 4 章 会 議

第 15 条 (会議)

この会には議決機関として会員総会及び理事会をおく。

又、必要に応じて委員会等の会議を設置することができる。

第 16 条 (会員総会)

1. 会員総会は会長が招集し、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
2. 会員総会の議決は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は会長の決するところによる。
3. 会員総会の議事の要領及び議決事項は速やかに会員に通知する。

第 17 条 (会員総会の付議事項)

会員総会に付議する事項は下記の通りとする。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. 役員の選任に関する事項
4. 会則の変更に関する事項
5. 会費及びその徴収方法に関する事項
6. 前各号のほか、会長が必要と認めた事項

第 18 条 (理事会)

1. 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めた時招集するほか、理事の 3 分の 1 以上から要求があった時招集する。
2. 理事会の議決は出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は会長の決するところによる。
3. 又、会長は必要に応じて常務理事会を招集することができる。

第 19 条 (理事会の付議事項)

理事会に付議する事項は下記の通りとする。

1. 全般的会議執行方針に関する事項
2. 会務執行に関する重要事項
3. 会員総会に付議する事項
4. 会長及び副会長の選任に関する事項
5. 専務理事及び顧問並びに参加の委嘱に関する事項
6. 前各号のほか、会長が必要と認めた事項

第 20 条 (委員会等)

この会の事業を円滑に運営するため、理事会の議決を経て、専門の委員会等を設けることができる。委員会の付議事項は下記の通りとする。

1. 事業計画の審議決定に関する事項
2. 事業の推進及び実施に関する事項
3. その他必要と認めた事項

第 5 章 会 計

第 21 条 (経費)

この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 22 条 (事業計画及び収支予算)

事業計画及び収支予算は会長が編成し、理事会及び会員総会の議決を経る。変更する場合も同様とする。

第 23 条 (事業報告及び収支決算)

事業報告及び収支決算は毎事業年度終了後会長が決算関係書類（収支決算書等）を作成し、財務理事の監査を受け、理事会及び会員総会の承認を受けなければならない。

第 24 条 (会計区分)

必要に応じて、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

第 25 条 （会計年度）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 6 章 事 務 局

第 26 条 （事務局）

この会の事務を処理するために事務局を設置し、事務局長及び所要の職員をおく。

事務局の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第 27 条 （備置する書類及び帳簿）

事務局には次の書類及び帳簿を備え置かなければならない。

1. 会則
2. 会員名簿、役員名簿、職員名簿
3. 会則に定める会議の議事に関する書類
4. 収入、支出に関する帳簿及び証憑書類
5. 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
6. その他必要な書類及び帳簿

第 7 章 補 則

第 28 条 （補則）

この会則に定めるもののほか、この会の会務運営上必要な事項は、会長が理事会に諮ってこれを定める。

【付 則】

1. この会則は、昭和 48 年 4 月 1 日から、これを施行する。
2. この会則は、平成 2 年 4 月 27 日会費基準を改正し、即日実施する。
3. この会則は、平成 19 年 5 月 15 日に一部を改正し、即日実施する。
4. この会則は、平成 21 年 5 月 14 日に一部を改正し、即日実施する。